おきなわ津梁ネットワーク「利用者マニュアル」

第5.1版

平成28年1月

一般社団法人 沖縄県医師会

osnw

改定履歴

版数	日付	内容	
第1.0版	平成 24 年 10 月 9 日	新規制定	
第 2.0 版	平成 25 年 10 月 1 日	変更、特定保健指導支援システム追加	
第 3.0 版	平成 26 年 9 月 1 日	必要な設備・利用料・運用手順等の変更修正	
第 4.0 版	平成27年2月9日	利用料、運用手順の変更	
第 5.0 版	平成 27 年 9 月 2 日	文言、ログイン画面、運用手順の変更	
第5.1版	平成 28 年 1 月 12 日	文言、利用料、運用手順の変更	

目 次

1.	はじめに1	L
2.	必要な設備1	L
3.	参加申し込み方法1	L
4.	システム利用のための講習会について	2
5.	申し込みの流れ	2
6.	利用料	3
7.	利用できる機能について	3
8.	運用手順について	3
<	〔参加同意書の取得方法>	3
<	参加同意書の保管方法について>	1
<	(他院で同意済の患者様が来院した場合>4	1
<	(利用者カード (利用者番号) を忘れた場合>4	1
<	〔利用者カード(利用者番号)を紛失した場合>	1
<	<システムの利用方法>	1
9.	登録内容の変更方法	5
1 0	. 利用者 ID・パスワードの管理	5
(])パスワードのロックアウト	5
2)ID・パスワードの再発行	5
3)ID・パスワードの忘却	5
1 1	. 退会方法	3
1 2	. システム障害時連絡方法と対処	3
13	. 安全な運用をするために	3
(]	〕利用者の制限	3
2	〕パスワードの更新	3
E	〕ログアウトの徹底	3
4	〕健康情報再利用の禁止	3
E	〕利用環境の変更	7
C	〕不正利用時の対応	7

1. はじめに

おきなわ津梁ネットワークは、厚生労働省が推進している医療情報の共有化を行い、 正確な情報に基づき高度で安全な医療を行うため、沖縄県内の専門病院やかかりつけ 医、各保険者(協会けんぽ、市町村国保)等が患者様の個人情報及び、健康情報を共 有することを目的としてます。

2. 必要な設備

ネットワークのご利用にあたっては事前準備が必要です。インターネット環境と コンピューター端末に関し、推奨となる環境は以下の通りです。

【PC】・メモリ 2Gbyte 以上を推奨 ・モニタ 1024×768 ピクセル (XGA) 以上
 【インターネット環境】ブロードバンド回線 (光ファイバー、ADSL 又は CATV 等)
 【OS (オペレーションシステム)】Windows、Macintosh※1、iOS※2

【ブラウザ】Firefox 13 以上、Safari 5 以上、Chrome 19、Internet Explorer 9 以上 ※1) Macintosh は、MacX10.70 以下の対応となりますが、動作確認は取れていないため ご利用頂けない可能性がございます。

※2) iPad の利用可能端末は、iPad2 以降(バージョンは iOS6.0 以上)となります。※ネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソ

フトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新する必要があります。 ※ネットワークにアクセスするための設定は各医療機関にて行う必要があります。

3. 参加申し込み方法

①下記の「おきなわ津梁ネットワーク」各種申請書を沖縄県医師会おきなわ津梁ネットワーク事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

- 1)参加(利用)申請書 ※原本
- 2)利用者アカウント申請書
- 3) VPN 接続申請書

※参加申請書は、「おきなわ津梁ネットワーク」ホームページからダウンロードし、ご 利用いただくか、事務局にお問い合わせ下さい。

リンク先→ http://www.shinryo.okinawa.med.or.jp/index.html

【送付先住所】

〒901−1105

沖縄県島尻郡南風原町字新川218-9

おきなわ津梁ネットワーク事務局(沖縄県医師会内)

② 申請が受理された場合は、事務局においておきなわ津梁ネットワークの参加(利用)

登録をします。

③ 上記②の完了後には、事務局から参加施設宛に「おきなわ津梁ネットワークスター トキット(VPN・利用者アカウント等資料一式)」をお送り致します。

4. システム利用のための講習会について

システム利用のための講習会を開催する際には、事務局より参加施設にご案内申し 上げます。利用方法、健康情報の安全な管理等の講習を受講して頂くために、各参加 施設から当システムを利用される方に受講して頂きますようお願い致します。

5. 申し込みの流れ

①参加申請

※1)参加(利用)申請書、2)利用者アカウント申請書、3) VPN 接続申請書を郵送 必要に応じて事務局へ送付します。

②参加申請受理

※運営協議会で受理後、事務局で登録を行います。その後、郵送にてご通知します。

③講習会参加

※講習会は必要に応じて実施します。日程の詳細を事務局より参加施設宛に別途ご連 絡致します。③と④は前後する可能性があります。

④システム利用開始

VPN へ接続後、下記 URL からログインしご利用下さい。 ※VPN 接続に関しては、別途ご送付致しますマニュアルを参照して下さい。 ※VPN 接続時は他のネットワークが遮断されますので、インターネット等は繋がりま せん。

【おきなわ津梁ネットワーク】

http://10.55.41.1/renkei/login

106 JOIE) NRCORA
	-	
	094>	
	09420 MASTIGE	
	/(27-1	
	a 0%>	
	1	
	COSY 1210 22/2 (VALANSING ALTRUM RESEARC	

【特定保健指導支援システム】

http://10.55.41.2/login.jsp



6. 利用料

システムを良好に維持していくために、利用料を徴収させていただきます。<< 徴収金額(月額) > ※平成28年4月分より開始

(15,000円)
 ②診療所(5,000円)
 ③歯科診療所(5,000円)
 ④調剤薬局(5,000円)
 ⑤介護サービス事業所等(2,000円)

7.利用できる機能について

本ネットワークで利用できる機能は、下記の通りです。

- (1)健康情報管理機能
- (2) 糖尿病管理機能
- (3) 脳卒中管理機能
- (4) 医療連携機能
- (5) 各種統計機能
- (6) 情報配信機能
- (7)特定保健指導支援機能 ※本システムは別画面になります。

8. 運用手順について

患者様におきなわ津梁ネットワークに参加頂くために、事前に内容の説明をした上 で同意書にサインをして頂く必要があります。以下は、同意の取得方法とその後の事 務手続きに関して記載しています。

<参加同意書の取得方法>

- ① 参加登録希望者に、おきなわ津梁ネットワークについて説明し、同意を得ます。
- ② 説明者はおきなわ津梁ネットワーク同意書の説明者記入欄に説明日・氏名、所属機関 を記入します。※市町村からの紹介の場合、紹介者名と市町村名も記入します。
- ③ ネームペンで利用者カードにカナ氏名を記入します。
- ④ 同意書の利用者番号記入欄にも、③と同じ利用者番号を記入します。
- ⑤ 健康保険証と同意書の情報を基に、おきなわ津梁ネットワークに患者情報を新規登録 します。
- ⑥ 健康保険証、及び診察券(もしくは、カルテ等)に参加シールを貼ります。
- ⑦ 同意書(ご本人控え)・利用者カード・健康保険証はご本人にお渡し下さい。同意書は、ご本人で大切に保管し、利用者カードについては、おきなわ津梁ネットワークに参加している他の医療機関で受診する際には窓口でお渡しするようお伝えください。

<参加同意書の保管方法について>

「おきなわ津梁ネットワーク参加同意書」は三枚綴りの複写式になっています。

- 一枚目の原本はおきなわ津梁ネットワーク事務局(沖縄県医師会内)に送付。
- 二枚目の複写は医療機関で保管。
- 三枚目の複写は本人控えとして患者様自身で保管。

※県医師会への送付は指定の専用封筒にて1~2ケ月に一回、まとめてご送付ください。
 ※参加同意書等の同意ツールは事務局から配布致します。在庫が少なくなったらご連絡下さい。

< 他院で同意済の患者様が来院した場合>

他院ですでにおきなわ津梁ネットワークへの参加に同意し、登録を終えている患者様は 利用者番号が発行されています。初回に限り、利用者カードに記載されている利用者番号 を自院に登録して下さい。登録することで他院との情報連携が始まります。(2回目以降は カルテ番号か利用者番号を用いて参照できます。)

<利用者カード(利用者番号)を忘れた場合>

患者様が他院で同意書にサイン(利用者番号を発行)したにも関わらず、利用者カード を忘れて来院された場合、登録及びデータ参照はできません。但し、既に自院の患者とし て登録している場合はカルテ番号にて参照できます。

<利用者カード(利用者番号)を紛失した場合>

患者様が利用者カードを紛失された場合、セキュリティー上の懸念があることから利用 者番号を変更する必要があります。手順は以下の通りです。

【利用施設での対応】

- 手順① 利用者カードにカナ氏名を記入。
- 手順② 新しい利用者カードのコピーを取り、カードは患者様に渡します。
- 手順③ 事務局に②のコピーを FAX し、紛失のため再発行した旨お電話にてご連絡下さい。
 事務局にて、データーのひも付け作業をします。
 ※新しいPWでの反映は翌日以降となります(夜間パッチ対応)
 注意)登録患者を削除しない事※全ての検査情報も削除されます。

<システムの利用方法>

①健診検査データ共有システム

②脳卒中地域連携パスシステム

③糖尿病地域連携パスシステム

④急性心筋梗塞地域連携パスシステム

⑤特定保健指導支援システム

⑥在宅医療連携システム ※準備中

※各システムの操作については、別添のマニュアルをご参照ください。また、県医師会の ホームページ「おきなわ津梁ネットワーク」からもダウンロードできます。

9. 登録内容の変更方法

届出の内容に変更が出た場合、速やかにご変更の手続きをお願いします。書式は参加施 設用・患者様用、各々の用紙を設けております。事務局へご連絡下さい。また、沖縄県医 師会「おきなわ津梁ネットワーク」のホームページからダウンロードも可能です。

<参加施設>

所定の様式に必要事項を記入し、おきなわ津梁ネットワーク事務局(沖縄県医師会内) に FAX もしくは郵送してください。手続き完了後は書面にてご連絡致します。

<患者様>

患者様のご住所や氏名等登録内容に変更が必要な場合は、参加施設でご変更お願い致 します。手順は、おきなわ津梁ネットワーク画面にログインし、該当の患者様のフェー スシートの「患者情報編集」よりご変更頂けます。

10.利用者 ID・パスワードの管理

① パスワードのロックアウト

ログインの際にパスワードの入力を10回間違えた場合、パスワードがロックアウト されます。ロックアウトされた場合、事務局までお電話にてご連絡頂ければ確認を行 なった上で解除致します。

ID・パスワードの再発行

パスワードは3ヶ月毎に更新する必要があります。パスワード変更画面が表示された 場合、ご自身で変更してください。

万一、変更されない場合、または6カ月利用がない場合は利用者 ID が無効になります。 無効になった場合は、事務局へご連絡を下さい。

③ ID・パスワードの忘却

ID またはパスワードをお忘れになった場合、本人確認を行なった上で ID・パスワード を郵送にてご通知致します。事務局までご連絡下さい。

なお、変更後のパスワードをお忘れになった場合は、初期パスワードにリセット致します。事務局より発行した ID 及びパスワードの通知書は大切に保管下さい。

11. 退会方法

おきなわ津梁ネットワークの参加を取りやめたくなった場合は、いつでも利用を中止す ることができます。利用の停止、又は同意撤回の手続きは以下の通りです。

<医療機関>

所定の様式に必要事項を記入後、おきなわ津梁ネットワーク事務局(沖縄県医師会内) ~ FAX もしくは郵送にてご連絡下さい。書式はホームページからダウンロードしご利用ください。

<患者様>

おきなわ津梁ネットワーク事務局へご連絡するようお伝え下さい。または、参加施 設側で患者様の退会届を受け付ける際には、指定の書式<u>≪様式2-3≫参加同意撤回</u> <u>届(患者様用)</u>に必要事項を記入していただき、おきなわ津梁ネットワーク事務局(沖 縄県医師会内) へ FAX もしくは郵送をお願いします。事務局にて、おきなわ津梁ネッ トワークに登録されている患者様のデータ公開を停止致します。

患者様へは、退会手続き完了後に沖縄県医師会から書面にてご連絡致します。

12. システム障害時連絡方法と対処

- システム障害が発生した場合、おきなわ津梁ネットワーク等を通じて随時ご報告します。
- ② 障害が発生した場合は、事務局にご連絡下さい。

13. 安全な運用をするために

① 利用者の制限

利用者は ID・パスワードを付与された者のみとし、貸し借りは厳禁です。複数必要な 場合は必要な人数分申請してください。※すべてのアクセス内容はシステム上で記録 されます。ID の管理を適正に行うことで不正アクセスの防止が可能です。

② パスワードの更新

パスワードは3ヶ月毎に更新する必要があります。更新期限の数日前よりパスワード 変更を促す警告が画面上に表示されます。前回と同じパスワードは利用できません。 万一、期限内にパスワードの変更を行わなかった場合、ID とパスワードは無効となり ます。

③ ログアウトの徹底

閲覧が終了したらその場ですぐにログアウトしてください。なお、30分間無操作の 場合、自動でログアウトされます。

④ 健康情報再利用の禁止

表示されたデータは閲覧することを除き、端末への保存、撮影や印刷しての再利用を

してはいけません。※パスシートや紹介状の印刷は除く。

⑤ 利用環境の変更

本ネットワーク参加機関の管理責任者は、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じた場合は、直ちにその旨を事務局にご連絡下さい。

⑥ 不正利用時の対応

悪質な不正利用が発覚した場合、推進委員会にて協議の上、利用者権限を剥奪します。